

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(1) 地方創生

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	指定都市市長会 (国土交通省)	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和 (公有地の拡大の推進に関する法律) 【政令改正】</p> <p>土地利用(農地除く)</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律の手續により取得した土地について、都市計画の見直しで都市計画区域外となったものは、現行の法令に基づく利用が困難なため、利用制限を緩和する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先買い制度により取得した土地の用途は公共性・公益性を有する事業の用又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならないこととされており、公拡法の規定に基づき買い取られる場合には租税特別措置法第34条の2の譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。 ○ 先買い制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正にて、都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種計画に位置付けられた一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。 ○ 宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公募の上、住宅地として売却を行っている事例も確認している。 ○ 今回提案頂いたケースのような先買い土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の土地開発公社が保有する先買い制度により取得した土地約371haのうち、9割弱に当たる約323haが10年以上保有の土地である(平成26年度末現在)。 ○ 地域再生制度等のスキームで活用される先買い土地は、主として大規模なまとまりの土地であり(これまでに認定を受けた地域再生計画による先買い土地の活用事例は、いずれも10,000㎡以上の大規模な土地である。)、細切れで散在している土地については、活用されにくく、その多くは塩漬け状態となり、維持費が増嵩し、公社や地方公共団体の財務状況を悪化させている。 公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠に、運用で先買い保有土地を宅地として民間に売却した地方公共団体の事例があるとのことだが、法律が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことに鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、これを可能とするため法令改正を行うべきではないか。 ○ 処分が認められる場合を限定する等の恣意的な処分を防ぐ仕組みを設けるならば、公金により取得した土地が処分されることに対する疑念・批判は回避できるのではないかと考えているところ。
2	釧路市、八王子市 (国土交通省)	<p>都市公園に設置できる施設に関する規制緩和 (都市公園法) 【政令改正】</p> <p>土地利用(農地除く)</p>	<p>都市公園に設置できる施設について、地域のニーズに合わせ、児童館、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設を設置できるよう規制を緩和する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として、地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。 ○ 複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行令5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。 児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。 ○ 地縁団体の会館施設についても、「集会所」では読みにくいことから、施行令5条8項に明記すべきではないか。 ○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないかと考えているところ。 ○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないかと(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの

(1) 地方創生

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	富山県 (国土交通省)	<p>防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和 (建築基準法) 【法律改正】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">土木・建築</p>	<p>下水道処理区域においてトイレを設置する場合は、污水管が公共下水道に連結された水洗トイレとしなければならないが、防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽に連結したトイレを整備することを可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省としても災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。 ○ 下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう耐震基準が設けられており、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。 ○ 元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。 ○ なお、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道の耐震化は順次進めており、二重投資を回避する中でリスク対策を考えるべきとのことだが、投資コストや防災対策等を総合的に勘案して、具体的にどのような対策を考えるかは、地域の実情を踏まえ首長が判断すべきことであり、災害拠点等についてピンポイント的に、危険分散の観点から合併処理浄化槽を設置することも可能としてよいのではないかと。 ○ 下水道の耐震化を完了するには時間がかかることから、リスク回避という意味で、合併処理浄化槽の設置を可能としてよいのではないかと。
4	埼玉県 (国土交通省)	<p>既存の住宅を寄宿舎に活用する場合、階段基準を住宅と同じ基準に見直し (建築基準法) 【政令改正】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">土木・建築</p>	<p>既存の住宅をグループホームやシェアハウスなど寄宿舎に活用する場合、建築基準法上の階段基準を寄宿舎の基準から住宅と同じ基準に緩和する。 (階段けあげ:22cm以下→23cm以下、階段踏面:21cm以上→15cm以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところ。 ○ 技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討しているとのことだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。 ○ 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないかと。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (2) 一億総活躍社会の実現

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	特別区長会 (厚生労働省)	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けのグループホーム」の合築に関する規制緩和 (障害者総合支援法) 【省令改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</div>	用地が限られた都市部において、「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の整備を促進するため、これらを同一の建物に合築することを可能とする。	○ 規制の根拠として指摘されている省令の規定は都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準であることから、国による都道府県に対する規制はなく、都道府県と提案団体が協議の上、都道府県が地域の実情を踏まえて基準の内容を判断すべきものである。 ○ 実際に静岡県や広島県などでは、特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームを同一建物内に整備することを認めていると承知している。	○ 指定障害福祉サービス基準第210条第1項に規定する「入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)」に含まれる施設の範囲が明確でないところ、静岡県及び広島県では入所施設は障害者支援施設を指し特別養護老人ホームは含まれないと解釈して特別養護老人ホームと障害者向けのグループホームを同一建物内に整備することを認めていると承知している旨の回答があったため、これを踏まえ、解釈通知を改正して、「入所施設は障害者支援施設を指す(都道府県等の実情に応じて、これ以外の施設を含めることもできる)」ということを示明していただきたい。 ○ 指定障害福祉サービス基準第210条第1項は、入所施設の延長のような形で障害者向けグループホームを合築することを禁止しているのだから、岐阜県、香川県等においては、これに抵触しない形で、条例で独自基準を規定しているとのことであるため、条例における独自基準の規定例として、当該条例を都道府県等に周知していただきたい。 ○ 指定障害福祉サービス基準は、都道府県等が条例で基準を定めるに当たっての基準であり、事業者直接適用されるものではないが、解釈通知では「事業者が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたもの」とされているなど、これと整合的でない部分があるため、解釈通知の内容を改めるべきではないか。 ○ 指定障害福祉サービス基準は、例えば、第210条には「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」が混在しており、その識別が付きにくいいため、その区分が明確になるように改正するか、又は当該区分が明確になるように解釈通知の書き方を改めるべきではないか。
6	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (厚生労働省)	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し (老人福祉法) 【省令改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</div>	効率的な養護老人ホームの整備を進めるため、サテライト型養護老人ホームを設置する際の本体施設として、介護老人保健施設、病院及び診療所に加えて、養護老人ホームも可能とする。	○ 養護老人ホームにおける今後の果たすべき役割を視野に入れつつ、他の施設類型との比較の必要性も踏まえ、関係団体や自治体等の意見を幅広く聴取しながら検討を行い、平成29年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	○ 養護老人ホームの果たすべき役割を視野に入れた全般的な検討に関しては、実施可能な調査等は平成28年度から進めていただきたい。加えて、サテライト型養護老人ホームの設置は養護老人ホームの役割まで変えることを念頭に置いたものではなく、また、特別養護老人ホームの場合と同様に、本体施設とサテライト型施設が同じ種類の施設であればサービスの提供に支障があるとは考えられないため、養護老人ホームを本体施設としたサテライト型養護老人ホームの設置を認めることについては先行して検討し、平成28年中に結論を得ることはできないか。 ○ 検討の方向性としては、養護老人ホームの施設及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第6項(従うべき基準)を改正して、本体施設となりうるものに養護老人ホームを追加することを考えているとのことであるが、養護老人ホームの果たすべき役割を視野に入れた全般的な検討を行う際には、都道府県等が地域の実情に応じてより一層自主性・自立性を発揮できるようにするため、同項等の基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更することも検討していただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (2) 一億総活躍社会の実現

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	島牧村 (厚生労働省)	<p>指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用に関する規制緩和 (指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について) 【通知改正】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・福祉</p>	<p>小規模自治体においても必要に応じた介護保険サービスを効果的に提供できるようにするため、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することを可能とする。</p>	<p>○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している場合にまで、共用することを認めないとする趣旨ではないため、解釈通知について必要な見直しを検討する。</p>	<p>○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第67条第3項の解釈通知について必要な見直しを行い、平成28年度中に改正・周知することであるが、提案団体では新たな高齢者施設の建設を予定しており、本提案が実現すれば、設計の一部変更も考えているため、できるだけ早い解釈通知の見直しが望まれることから、平成28年末の閣議決定に間に合うよう、見直しの具体的内容を示していただきたい。また、当該解釈通知の見直しに当たっては、抽象的な内容ではなく、具体的かつ分かりやすい内容となるようにしていただきたい。</p> <p>○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、例えば、第67条には「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が混在しており、その識別が付きにくいいため、その区分が明確になるように改正するか、又は当該区分が明確になるように解釈通知の書き方を改めるべきではないか。</p>
8	川口市 (総務省)	<p>他自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和 (地方公務員法) 【法律改正】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</p>	<p>現行法では再任用することができる職員は「当該地方公共団体の定年退職者等」に限られているが、県との人事交流により市立高等学校で勤務していた教職員など、他自治体において退職した職員を再任用できるようにする。</p>	<p>○ 地方公共団体における多様な人材の活用については、任期付職員制度を設け、専門的知識・経験を有する職員の確保等を図っているところであり、提案されている任用は、現行制度で対応可能である。また実際にも、提案と同様の任用が行われた事例がある。</p> <p>○ 雇用と年金の接続については、民間において、年金の支給開始年齢の引上げに伴い、現に雇用している事業主が雇用の責任を負うこととし、高齢者雇用確保措置の義務が法定された。これを踏まえ、公務においても、任命権者に対し、将来の定年延長も視野に入れつつ、再任用の義務を課すよう閣議決定や通知による要請で対応しているところである。提案の内容は、このような官民を通じた取扱いと異なるものであり、混乱が予想されるため、再任用による対応はできない。</p>	<p>○ 自治体が全ての地方公務員に対して再任用の義務を負う制度は雇用と年金の接続の観点から実現が困難というのであれば、例えば、地公法28条の6の組合に係る特例も参考とし、自治体同士で再任用に関する協定を締結するような場合に限定した上で、他自治体の退職者を再任用できるような制度を検討すべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
<p>9 1</p> <p>兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【省令改正】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</p>	<p>都市部では土地の確保が困難であり、国が定めた基準通りに園庭を整備することが困難なことから、その位置及び面積について、現在「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直す。</p>	<p>○ 幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向け、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところであり、園庭の位置及び面積の要件を緩和することは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。</p>	<p><総論></p> <p>○ 教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないかと。</p> <p><園庭基準について></p> <p>○ 国が教育的な観点から必要な面積を維持しようとするあまり周辺環境よりも必要面積の確保を優先した認可施設を整備せざるを得なくなったり、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に問題ではないかと。</p> <p>○ 幼稚園における運動場面積の基準の過去の経緯や、保育所において屋外遊戯場の規定が参酌化されていることを見ても、教育上必要な園庭の広さは、必ずしも明らかではない。社会情勢の変化や、保育所における教育内容と比較して、なぜ幼保連携型認定こども園において現行の園庭面積を必要とするのか、実証的に明示していただきたい。</p> <p>併せて、ヒアリングの場において、「現行の幼稚園設置基準における運動場の面積基準は直線で25mを確保できる最低限度の基準である」旨の説明があったが、例えば、幼保連携型認定こども園の園庭を地上と屋上に分けて設けた場合、1つの園庭では直線で25mを確保できない場合もある。この場合にも教育的な観点が維持できる理由を、具体的に明示していただきたい。</p> <p>○ 提案団体の事例では、新たな認定こども園で3学級を編制するため、基準上は400㎡とされているが、実際には350㎡しか確保できていない。この場合、運用により一度に園庭で活動する人数を1学級までとし、園庭の利用頻度を十分に配慮すれば、児童一人当たり面積が最大であるケース(学級編制が1学級のみの場合、面積基準は330㎡であり、1人当たり10㎡弱となる)さえも上回ることとなり、教育上の支障は生じないのではないかと。仮に、教育上の支障が生じるとすれば、その理由を具体的に明示していただきたい。</p> <p>○ 小学校設置基準では、校庭の面積基準について「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とされており、幼保連携型認定こども園においても、教育上支障がない場合は、面積基準の要件緩和は十分考えられるのではないかと。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9 2	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【省令改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</div>	都市部では土地や建物の確保が困難な場合があるため、3階以上に設置できる保育室等は、3歳未満を対象とするものに限られている現行の基準を、3歳以上についても可能となるよう見直す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳以上の園児の保育室の設置階については、園庭と同様、教育的観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)から、幼稚園設置基準と同様に2階以下としており、無条件で3階以上の保育室の設置を認めることは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○ なお、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているところである。 	<p><総論></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○ 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。 <p><保育室の設置階について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないか。 ○ 職員配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設置した場合、自立した避難が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて避難することは大変困難であり、3歳児以上の避難と比較して安全とは言い切れないと考えられるが、この場合の乳幼児の避難誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。 ○ 満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。 ○ 児童の避難や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないか。 ○ 例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して順次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新規施設で3階に保育室等を設置する場合では、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、避難導線の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	箕面市、高知市、倉敷市 (内閣府、厚生労働省)	<p>子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し (子ども・子育て支援法) 【法律改正】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</p>	<p>保育標準時間と保育短時間を区分することによる保護者側の利点が少ない上、支給認定に係る市町村や事業者の負担が多く発生しているため、保育短時間制度を見直す。</p>	<p>○ 区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。</p> <p>○ また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。</p>	<p>○ 保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するとのことであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないかと考えられる。</p> <p>このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないかと考えられる。</p> <p>○ また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。</p> <p>例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると思われる。</p> <p>これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。</p> <p>また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。</p> <p>従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないかと考えられる。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	宇都宮市 (内閣府、 文部科学省、 厚生労働 省)	施設型給付費等に 係る「処遇改善等加 算」の加算率の認 定に関する事務権 限の都道府県から 指定都市・中核市 への移譲 (施設型給付費等 に係る処遇改善等加 算について) 【通知改正】 医療・福祉	施設型給付費等に 係る「処遇改善等加 算」の加算率の認 定に関する事務権 限を、都道府県 から指定都市・中核市 へ移譲する。	○ 処遇改善等加算の認定につ いては、①従前の民間施設給与等 改善費における対応、②平均勤続 年数の算定に当たっては、市町村 を超えて情報を集約することが必 要、③教育・保育の提供に当た って必要な人材の確保や資質向 上に対する関与の必要性、といった 要素を考慮し、都道府県が認定 する仕組みとなっており、「子ども・ 子育て会議」における議論を経て決 定したものであることから、今回 の提案を踏まえ同会議に諮った上 で、対応を検討する。	○ 子ども・子育て会議に諮りつつ 対応を検討するとのことだが、年 末の閣議決定に間に合うよう、早 急に結論を出していただきたい。 ○ また、子ども・子育て会議にお いて本件を議論する際には、都道 府県が認定を行うことによる認定 期間の遅れという支障を明確にし た上で議論し、議論の経過・内容 について事務局に情報提供いた だきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	<p>家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長 (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</p>	<p>家庭的保育事業等の食事について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が確保されていると認められる民間事業者からも搬入できるようにする。 また、併せて連携施設の確保を猶予する経過措置を延長する。</p>	<p><搬入施設の緩和について> ○ 保育サービスの提供において、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められていること、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、アレルギー対応についても特段の注意が必要であること等を踏まえ、家庭的保育事業等については細かい配慮が可能な自園調理を原則としており、食育の重要性、食の安全性の確保・配慮への視点を欠く本要望に対して対応することは困難。</p> <p><経過措置の延長について> ○ 当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みであり、経過措置を延長することは、いわゆる「3歳の壁」の問題をより一層深刻化するものであるとともに、連携施設が保育内容の補完、代替保育の提供など、家庭的保育事業等の質の向上に当たって特に重要なものであることにも鑑みれば、対応は困難。</p>	<p><搬入施設の緩和について> ○ 現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、適切な食事提供が可能であるとする理由は何か、具体的に明示していただきたい。 ○ ヒアリングの場において、「調理設備等の衛生面から考えても、自園調理が好ましい」旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、保育所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しており、調理設備の衛生面については、むしろ外部搬入の方が安全と言える場合も考えられるのではないか。 ○ 連携施設等からの外部搬入の場合と同一の要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制・能力や、アレルギー・アトピーへの対応等)を満たす事業者であれば、搬入施設として認めることは可能ではないか。</p> <p><経過措置の延長について> ○ 連携施設の機能のうち、保育内容の補完(省令第6条第1号)と代替保育の提供(同条第2号)については、現行の連携施設でなくとも、自治体の支援(区立の保育所での集団保育や、区の保育士による代替保育)や家庭的保育事業者等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補完(1号)・代替保育の提供(2号)の機能と、3歳児以上受入(同条第3号)の機能を切り離して考えることができるのではないか。 ○ 機能を切り離して考えることを前提に、満3歳以上受け入れ(3号)の機能については、たとえば、家庭的保育事業所等の卒園児は入所調整における加点を高く設定し、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補完すれば、「3歳の壁」の懸念は解消され则认为るのではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、厚生労働省)	病児保育事業に係る要件の緩和 (病児保育事業実施要綱) 【要綱改正】 医療・福祉	国庫補助を受けて病児保育事業を実施する場合の要件を以下のとおり緩和する。 ・診療所等で病児保育を実施する際、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう要件を緩和する。 ・従来の体制より手厚い人員配置とした上で、ファミリーサポートセンター会員の配置でも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○ 看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。 ○ ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。 ○ 本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案団体である兵庫県・徳島県の病児保育の実施状況を把握したところ、児童数の多い都市部においては実施されているが、兵庫県における但馬・淡路・西播磨地域、徳島県における県南・県西地域といった地方部において、その要件を満たすことが困難なことから、病児保育事業自体が実施できない状況にある。このような地域において、質の担保を前提としつつ、ニーズに応じたきめ細かく柔軟なサービス提供を行うための手法について検討すべきではないか。 ○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員がその役割を果たすために不足している資質について、説明すべきではないか。 ○ その上で、看護師やファミリー・サポート・センター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修要件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。 ○ ファミリー・サポート・センター事業については、平成21年度より病児・病後児の預かりを実施するなど、そのサービス提供会員の活躍の範囲については拡大している。このような状況を踏まえ、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途設けることや、子育て支援員研修の受講を促進することによって、病児保育事業におけるファミリー・サポート・センター会員の活動の範囲を一層拡大することについて、検討する余地があるのではないか。
14	栃木県 (内閣府、厚生労働省)	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲 (児童福祉法) 【法律改正】 医療・福祉	一時預かり事業及び病児保育事業(市町村以外の者が実施するものに限る)の届出提出先を、都道府県から市町村に変更し、併せて立入検査権限を市町村に移譲する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要綱上の実施主体が市町村であることを踏まえると、市町村が当該事業に関する専門的な見地に欠けているとは言えないのではないかと。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できておらず、届出受理や立入検査の主体として不適当と言えるのではないかと。 ○ 同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監督の権限を有している。子ども・子育て支援新制度によって、統一的に市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監督の権限は統一すべきではないかと。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者身近な市町村が権限を有することが適切ではないかと。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	東広島市 (内閣府、 厚生労働省)	延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】 医療・福祉	保育所等と放課後児童クラブが併設され、利用児童数が少ない場合に、延長保育事業と放課後児童健全育成事業の職員の兼務を認め、一体的に運用できるようにする。	○ 延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。	○ 過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業例があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があるとは必ずしも言えないのではないかと。どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないかと。 ○ ((対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で)職員の合理的な配置、同一の場所で運営できることによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地はないかと。
16	松山市、愛媛県及び県内市町、栃木県、広島市 (厚生労働省)	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等 (児童福祉法) 【省令改正】 医療・福祉	保育士や子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者、制度開始以前から同様の業務に従事している職員等について、受講科目の一部又は全部を免除する。	○ 平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったところであり、研修の免除は、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下につながるおそれがあるため対応困難。 ○ 現に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討の余地がある。	○ 下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないかと。 ① 放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目 ② 資質向上研修において、既に類似の内容を受講している科目 ③ 子育て支援員研修(放課後児童コース)において、既に類似の内容を受講している科目 ○ 経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況を把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないかと。
			研修の実施主体に指定都市を追加する。	○ 指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能である。	○ 認定資格研修の実施主体に指定都市を含めることについて、委託方式に限定する理由はあるのか。むしろ、資質向上研修の実施主体が指定都市である現状からみて、同一の実施主体による、資格認定と資質向上の切れ目のない研修の実施により、支援員の質の向上に効果的ではないかと。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

① 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの (3) 子ども・子育て支援

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	大分市 (厚生労働省)	<p>指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲 (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・福祉</p>	<p>指定障害児通所支援事業者の指定及び業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限を、都道府県から中核市へ移譲する。</p>	<p><指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、命令、指定の取消し等の権限等について></p> <p>○ 事務負担の増等について、提案主体である大分市以外の他の中核市や中核市市長会の意見を聞きながら検討を進める。</p> <p>【具体的な実施方法】 地方自治法施行令第174条の49の2等の改正を行う。</p> <p><指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について></p> <p>○ 業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務については、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を持つ者が包括的・一体的に行うことが適切と考えており、当該指定等の権限の中核市への移譲に係る検討と併せて検討を進める。</p> <p>【具体的な実施方法】 児童福祉法第21条の5の25等の改正を行う。</p>	<p>○ 来年度に行う監査の中で権限移譲に係る中核市や中核市市長会の意見照会を行うとのことだが、第1次ヒアリングでの検討の方向性を踏まえ、意見照会をはじめ今年度できるものは速やかに進めるべきではないか。</p> <p>○ 意見照会等の結果を踏まえ、具体的な検討のスケジュール等について、明確に示していただきたい。</p>
18	広島市 (厚生労働省)	<p>民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">医療・福祉</p>	<p>地域の実情に応じて、民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設ける。</p>	<p>○ 児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、保護者が抱える問題については民生委員としての立場で対処することになる。児童に関する問題に機動的に対応するためには、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいものと考えている。</p> <p>○ また、多様な世帯が存在するため、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念される。</p>	<p>○ 児童に関する問題は、その保護者が抱える問題と一体となることが多く、民生委員と児童委員が別々に訪問することは家庭の負担になることも懸念されることから、児童委員と民生委員が兼ねている体制が最も望ましいとのことだが、現行制度上も、運用により児童委員を重点的に担うことができ、地区担当の民生委員との連携が図られているので、懸念は当たらないのではないかと見られる。</p> <p>○ 地方自治体が専門の担い手を配置しようとする場合でも、必ず兼務させなければならない仕組みは合理性がない。制定時から時代の変化もあるので、全国的な実態調査を踏まえ、希望する地方自治体は専任の児童委員を委嘱できるよう制度を見直すべきではないか。</p> <p>○ 児童虐待に関する問題など専門性が要求される案件に対応するニーズもあることから、民生委員を兼任しない児童委員制度を創設する必要があるのではないかと見られる。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

② これまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県 (環境省)	<p>国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止 (自然公園法) 【法律改正】</p> <p>※第2次分権一括法(平成23年8月公布)により、同意を要する協議から同意を要しない協議へと変更している。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境・衛生</p>	<p>国定公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物の新築、改築又は増築に係る都道府県知事の許可の際に必要な環境大臣との協議を廃止する。</p>	<p>○ 協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべきであるところ、支障事例にある鳥獣害対策に係る防護柵の設置等のような行為については、規定を精査し、協議を不要とする方向性で法令等の改正作業を進めたい。</p> <p>○ 一方、それ以外の行為については、提案団体が求めている提案の内容が必ずしも明らかでない状況である。よって、今後、提案の趣旨を内閣府を通じて精査したうえで、当該提案への対応の可否を検討。</p>	<p>○ 第1次回答にあるように、「協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべき」である。</p> <p>施行規則第11条の3第2号については、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月閣議決定。第2次見直し)策定時の議論において、同条第1号と同様に「大規模な開発行為」に係る規定と整理されていることや、許可等の多くの行為が自治事務である国定公園制度の実態を踏まえれば、法定協議を廃止しても、都道府県知事の責任において事務執行が可能であると考えられる。</p> <p>このため、第2号についても廃止した上で、法第20条第5項の「当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して」の規定を「国際条約に関する地域において」に明確に限定するなど、抜本的な見直しを図るべきではないか。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省)	<p>地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の利用が可能となるよう見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> <p>【規則改正】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">その他</p>	<p>地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、賃貸住宅管理事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の利用が可能となるよう見直す。</p>	<p>○ 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務(法定事務)に準ずる独自利用事務(賃貸住宅管理事務)において情報連携が可能対象者をおおむね公営住宅法第1条に定める「住宅に困窮する低所得者」と整理しており、地方公共団体で定める独自利用事務の根拠規範が、対象者を含め法定事務と趣旨・目的を同じくすると認められる場合には、情報連携が可能である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するの否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するののかということを総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。</p>
21	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、九州地方知事会 (内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省)	<p>地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p> <p>【法律改正等】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">その他</p>	<p>地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の範囲を拡大する。</p> <p>① 高等学校等就学支援金の上乗せ補助事務について生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加</p> <p>② 医療費助成事務について地方税関係情報を追加</p>	<p>○ 独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。</p> <p>○ 法定事務である高等学校等就学支援金事務において、生活保護関係情報、総所得額、控除額、市町村民税均等割額は不要である。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係省庁との調整が必要と考えている。</p>	<p><高等学校等就学支援金の上乗せ補助事務></p> <p>○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p> <p><医療費助成事務></p> <p>○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、九州地方知事会 (内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)	<p>マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">その他</p>	<p>マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の範囲を拡大する。</p> <p>① 特別支援学校への就学奨励事務について生活保護関係情報を追加</p> <p>② 社会保障給付等事務について療育手帳関係情報及び外国人生活保護関係情報を追加</p> <p>③ 感染症入院患者の自己負担額認定等事務について地方税関係情報を追加</p>	<p>○ 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務において、情報連携により提供できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報とされているが、生活保護関係情報が必要であることについては行政コスト、行政効率の観点を踏まえたとの提案であると考えられることから、提案の実現に向け、必要な対応を検討することとしたい。</p> <p>○ 情報連携において照会できる特定個人情報については、マイナンバー法別表第2において規定されているが、療育手帳及び外国人保護のような法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法上どのように規定するか検討が必要である。</p> <p>○ 法律に明確な根拠を持たない事務について、番号法に規定し情報連携を可能とすることは、国民の個人情報保護に対する懸念に対応する番号法の理念に反するものであり、困難であると考える。</p> <p>○ 感染症入院患者の自己負担額認定等事務について 市町村民税所得割額を基準とすることについて、関係省庁との協議を行った上、必要な通知等の改正の検討を行う。</p> <p>○ 社会保障分野の事務において地方税関係情報について情報連携するには、本人にとって行政機関に情報が伝わるのが秘密として保護される位置づけにないと解されるものである必要があり、 ・本人の申請に基づく事務であること ・利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対し報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていること</p> <p>のいずれかに該当する必要があるとされているが、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務はいずれにも該当せず、地方税関係情報について情報連携を可能とすることは困難である。</p>	<p><特別支援学校への就学奨励事務></p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p> <p><社会保障給付等事務における療育手帳関係情報及び外国人生活保護関係情報></p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とるように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。</p> <p><感染症入院患者の自己負担額認定及び精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務></p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。 なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていること、のいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。 これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの 第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合、京都府、九州地方知事会 (内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、国土交通省)	<p>マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正等】</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">その他</p>	<p>マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、以下の事務に関し、マイナンバー制度による情報連携の利用が可能となるよう見直す。</p> <p>① 高校奨学金事務の委託を受けた公益財団法人</p> <p>② 公営住宅管理事務の委託を受けた指定管理者</p> <p>③ 公営住宅管理事務の委託を受けた管理代行者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益財団法人に独自利用事務の情報連携を認める前提として、マイナンバー法の改正が必要と認識している。 ○ 公益財団法人は独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務を行うものではないため、マイナンバー法別表第2に追加することはできないと考える。その上で、公益財団法人が情報連携を可能とするためには、関係省庁との調整が必要と考える。 ○ 情報連携の主体を明確にし、国民の個人情報保護に対する懸念に対応する観点から、一般的に公益財団法人であることのみをもって、情報連携の主体とすることは困難と考える。 ○ 指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報連携を行うことができる主体とはしていない。 ○ 自治体中間サーバープラットフォームについては、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が整備・提供し、地方公共団体が利用しているものであり、地方公共団体以外の主体が情報連携を実施する場合については、当該主体において環境整備を実施する必要がある。 	<p><高校奨学金に関する事務の委託を受けた公益財団法人></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあると趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なものではないか。また、公益財団法人について一般的ではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないか。 <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p> <p><公営住宅の管理に関する事務の委託を受けた指定管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法律のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのか不明であるため、慎重に考えざるを得ないと趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的な手続に従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体と委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないか。 <p>また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法律上位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体的な法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者の間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないか。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p> <p><公営住宅の管理に関する事務の委託を受けた管理代行者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか、また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要はある)は改正すべきではないか。 <p>これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	岐阜市、広島市、指定都市市長会 (厚生労働省)	生活保護費における返還金取扱事務に係る規制緩和 (生活保護法) 【法律改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</div>	急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金について、不正受給の場合の返還金と同様に、被保護者から申出があった場合は、保護費との調整を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法第63条による返還金には地方公共団体による事務手続上の瑕疵など被保護者に責がない場合のものが含まれることから、当該場合の返還金を保護費とあらかじめ調整することが、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する生活保護法の趣旨に反しないかなどの課題があり、慎重な検討を要する。 ○ なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、被保護者の同意に基づき口座振替を活用することにより、被保護者の負担を軽減し、保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議)において、平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成30年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。 ○ 「(生活保護)法第63条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。 ○ 返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第78条の2に規定する)申出の任意性に疑義が生じるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	岐阜県 (環境省)	<p>鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律) 【法律改正】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">環境・衛生</div>	<p>鳥獣保護区内では全ての鳥獣の狩猟による捕獲が禁止されているが、保護区内における農林業被害の防止等を図るため、イノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲を可能とする制度を導入する。</p>	<p>○ 鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により被害対策を図ることが基本的な対応。狩猟期間中に、鳥獣保護区で捕獲を希望している者に対し、必要に応じて、狩猟期間中の捕獲許可を与えればよく、まずこれらの運用の実態を精査し、見直すべき。 平成26年の法改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業を強化し、適切な捕獲許可の運用を図ることが先決。</p> <p>○ 県指定の鳥獣保護区の指定・解除については、都道府県の自治事務であるところ、鳥獣の生息状況や地域の実情に応じて、都道府県において適切に判断されたい。</p> <p>○ 特例的に鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、保護区内の鳥類の営巣放棄等につながる等、本来果たすべき鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす懸念等があり、鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうもの。</p>	<p>○ 以下の点に鑑み、提案の特例制度を創設すべきではないか。</p> <p>① 提案団体は、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用などと並行して提案の特例制度を導入することで、鳥獣の保護は維持しつつ、土日を中心に活動している狩猟者を保護区内のシカ・イノシシの捕獲に可能な限り動員したいという意向であり、分権の観点から自由な選択の枠組みを認めることが重要である。</p> <p>② 狩猟であっても、法に基づく狩猟者登録(55条)や報告義務(66条)のほか、「シカ・イノシシ出猟カレンダー」などの取組により狩猟者の行動の把握は可能であり、また、提案の特例制度については、必要に応じて特例を解除して狩猟者の行動を制限することも可能であるため、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して鳥類の営巣放棄等の懸念に大きな違いはない。</p> <p>③ 昭和38年に禁猟区が鳥獣保護区に移行し、平成26年には法律名及び目的規定に新たに管理という概念が加わった経緯があり、また、シカ・イノシシによる植生の衰退などにより、本来果たすべき鳥獣の保護にも支障を及ぼしている状況を踏まえれば、提案の特例制度の創設は法の目的に沿っており、鳥獣保護区の制度の趣旨を損なうものではない。</p>

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	指定都市市長会 (警察庁、国土交通省)	駐車場出入口設置に係る規制緩和 (駐車場法) 【政令改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土地利用(農地除く)</div>	駐車場の出入口を設置できないとされている「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」について、安全や交通渋滞の防止等の観点から、一定の場合、路外駐車場の出入口を設置できるよう規制を緩和する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「道路のまがりかどから5メートル以内の部分」を大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① まがりかどは一般的に見通しが悪く、路外駐車場の出入口を設置すると、車両の危険な錯綜が発生するおそれがある。 ② 道路のまがりかどから5メートル以内の部分は駐停車が禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがある。 ③ 道路のまがりかどから5メートル以内の部分以外の直線道路の部分に駐車場の出入口を設置することが可能である。 ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点は、駐車場出入口について、例外的に国土交通大臣認定により設置が可能である。一方、まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリカルに排除され、硬直的で過剰な規制の仕組みとなっている。国土交通大臣が個別に認めれば設置可能な交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきではないか。
27	石川県、伊丹市 (農林水産省)	地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和 (農業災害補償法) 【法律改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業・農地</div>	農業共済事業の中で「必須事業」とされている「家畜共済」を、「任意事業」とするとともに、都道府県農業共済保険審査会の必置規制を見直す。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしている。 ○ 農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、川越市 (厚生労働省)	70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続きの簡素化 (国民健康保険法) 【省令改正等】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">医療・福祉</div>	前期高齢者のうち高額療養費制度における自己負担限度額が後期高齢者(75歳以上の高齢者)と同一となる70歳から74歳の国民健康保険被保険者について、高額療養費の支給申請手続きが後期高齢者医療制度の被保険者と同様となるよう、簡素化する。	○ ご提案いただいた方法により運用を行うことについては、 ・ 国民健康保険においては、医療保険者間の異動による資格得喪が多く、毎回の申請が不要な方法での高額療養費の支給(振込)を行った場合には過誤給付が多く発生することが考えられ、その場合、保険者は過誤給付分の返還請求等の事務が必要になること ・ さらに、世帯単位で自己負担額を合算して世帯主が申請を行うことになっており、同一世帯に70歳以上の被保険者と70歳未満の被保険者がいる世帯に係る事務手続等を整理する必要があることといった課題も踏まえつつ、どのような方法が可能か検討していきたい。	○ 本提案については、どのような方法が可能か検討していきたいとのことであるが、75歳以上の後期高齢者と70歳から74歳までの前期高齢者とは医療機関の受診状況にそれほどの相違はなく、70歳から74歳までの前期高齢者にとって高額療養費を毎月申請することは大きな負担となっていることから、その負担を軽減するため、高額療養費の自動支給が可能となる方向で、地方公共団体と早急に協議を進め、平成28年の閣議決定に合うよう、結論を出していただきたい。また、結論に向けた検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 「保険者判断により、領収書の添付を省略して良いこととしている」とのことであるが、そのように理解していない医療保険者(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)に対して通知していただきたい。
29	豊田市 (内閣府、総務省)	マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律) 【法律改正】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">その他</div>	住民が住所変更する際には地方公共団体において通知カードの券面事項の住所変更に係る追記が必要であるが、通知カードは個人番号の確認に用いるものであり、本人確認のために用いるものではないため、住所変更に係る追記事務を不要とする。	○ マイナンバー制度においては、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐため、本人確認を行うこととしている。 ○ 個人番号利用事務等実施者が、マイナンバーの提供を受けるときは、マイナンバー法等の規定により、本人確認の措置として、一般的にマイナンバーカードの提示か通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示が必要となる。本人確認の措置として通知カードの提示を受けるときは、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となる。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、マイナンバーの提供の際の本人確認ができないこととなる。このため、マイナンバー法等において通知カードの追記欄に変更に係る事項の記載が必要としている。	○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受けるときは、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することになるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追記に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用は可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと。 ○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと。 また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追記を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと。 これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。

重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

③ 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	滑川市 (経済産業省、国土交通省)	砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会の拡大 (砂利採取法) 【法律改正】 環境・衛生	市町村長が、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき以外でも都道府県知事等に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができるよう見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すもの。 ○ 同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができる規定している。 ○ 支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般的に、同法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解され、現行法において対応可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の点に鑑みると、砂利採取法第37条の「災害」の定義が第19条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定するべきではないか。 ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。 ② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。 ③ 法制定後約50年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が運用されてきたのではないか。 ④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。
31	広島市 (厚生労働省)	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大 (国民年金法) 【要綱改正】 医療・福祉	市町村が行っている国民年金に関する住民からの申請受理等の窓口業務に関連して協力・連携事務として行う業務について、業務上必要な年金情報の確認に手間がかかるため、市町村において照会可能な年金記録の範囲を拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度から年金記録全般の相談についてウインドマシンを使用できるように利用範囲を拡大しているが、今回の提案を踏まえ、日本年金機構において、市町村に対してウインドマシンの貸与についての周知を毎年度実施する等、より一層の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ウインドマシンは、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談に限らず、年金記録全般の相談に利用可能であることを実施要領に明記し、平成29年度からスムーズに適用して運用できるよう、市町村に周知していただきたい。 ○ 実施要領に定める様式である「年金相談受付票」については、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談の際にのみ記入が必要で、その他の年金相談の際には記入が必要ないことを明確にしていきたい。また、「年金相談受付票」で記入を求められている内容が記録されるのであれば、当該様式を使用しなくてもよいこととしていただきたい。

重点事項（平成26年・27年案件）に係る主な再検討の視点等

④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 提案募集検討専門部会でヒアリングを実施した案件

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	平成27年対応方針の内容	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	埼玉県 (国土交通省)	公営住宅建替事業 における現地建替 要件の緩和 (公営住宅法) 【法律改正】 土木・建築	公営住宅の法定建替事業(居住者に対する明渡請求権が認められる)において必要とされている「現地建替要件」を緩和し、現地以外での建替えも対象とする。	公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地建替要件を緩和する方向で、現在法務省と調整を行っているのご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示せるよう、制度改革の検討状況及び法改正のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ どのような要件であれば、非現地建替でも公営住宅建替事業として認めようとしているのか、明らかにしていただきたい。 ○ 今後、結論を得る前に地方の意見を聴取する機会を設けるべきではないか。
37	関西広域連合、栃木県、 広島県 (国土交通省)	土地利用基本計画 に係る国への事前 協議の廃止等 (国土利用計画法) 【法律改正】 土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づき都道府県が策定することとなっている土地利用基本計画について、国への事前協議を廃止し、報告・意見聴取に変更する。	土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閣議決定で「廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る」とされたところであり、運用改善ではなく、少なくとも現行制度を改正する方向で結論を得るべきではないか。 ○ 地方へのアンケート結果によれば「引き続き協議」を選択したのは、計画書で26%、計画図で17%であり、地方の意見を踏まえて、協議の廃止を行うべきではないか。 ○ 実態としては、個別計画策定時にも、関係部局と相当の協議がされているところであり、最後の総合調整に関して、国の関与を事前協議とするのは関与が強すぎるのではないか。 ○ さらに、都市計画法17条2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について、意見書を提出することができることとされており、各個別法によって制度上協議がなされない関係行政機関も、「住民及び利害関係人」の立場から、意見を出す機会が確保されているのではないか。そのようなルートを通じて、国の関係部局が必要な意見を述べていれば、必要な調整は図られるはずではないか。 ○ 「協議」を「意見聴取」に変更したとしても、総合調整を図るため、意見の提出に当たり、引き続き国土交通省が国と都道府県の窓口の役割を果たし、関係行政機関の長へ国土交通省が照会することも可能ではないか。あるいは、計画の決定までにある程度の期間が確保された事前届出の制度とするとともに、その必要性が特に高いと認められる場合に国の側から協議を求める仕組みに変更することについて、検討の余地はないか。

重点事項（平成26年・27年案件）に係る主な再検討の視点等

④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 提案募集検討専門部会でヒアリングを実施した案件

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	平成27年対応方針の内容	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
40	豊田市 (国土交通省)	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化 (公営住宅法) 【法律改正】 土木・建築	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準について、地方公共団体が条例で定められるようにする。	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準(施行令9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これを改め条例に委任するなど地域の実情を反映する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額所得者の収入基準について、各地方公共団体が手挙げ方式で条例化できるように制度改正する方向で、現在法務省と調整を行っているとのこと説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示せるよう、制度改正の検討状況及び法令改正のスケジュールをお示しいただきたい。 ○ 今後、結論を得る前に地方の意見を聴取する機会を設けるべきではないか。
41	全国町村会、酒々井町 (国土交通省)	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 (都市計画法) 【法律改正】 土地利用(農地除く)	町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。)	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議の実施方法等についての都道府県・市町村間でルール化の状況調査はどのようなスケジュールで、どのように行うのか。その際、市と町村とを区分し、それぞれの実態が分かるような形で調査を行うべきではないか。 ○ 運用指針で定められた都道府県との協議に当たっての留意事項の定着状況はどのように検証、評価するのか。最終的な定着状況の評価は、同意付き協議の際に町村の自主性が尊重されたものになっているかどうか勘案の上、行うべきではないか。 ○ 都道府県との協議が円滑に行われるよう、国土交通省として指針の周知のほか何か取り組む予定はあるか。

重点事項（平成26年・27年案件）に係る主な再検討の視点等

④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(1) 提案募集検討専門部会でヒアリングを実施した案件

	提案団体 (関係府省)	提案	提案の概要	平成26年対応方針の内容	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
42	福島県、愛知県 (農林水産省)	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止 (森林法) 【法律改正】 土地利用(農地除く)	都道府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議を廃止する。	都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。	○ 閣議決定通りに検討が進められているところであり、平成29年の通常国会で法律改正を行うべく、進捗を確認させていただきたい。

重点事項（平成26年・27年案件）に係る主な再検討の視点等

④ 27年度までに専門部会で重点事項として審議した事項のうち、27年までの対応方針で28年以降の検討事項とされているもの、及び28年の提案で内容が充実され、議論を深める必要があるもの

(2) ヒアリングを実施していない案件（資料4参照）

32. 旅館業に関する規制緩和(旅館業法)【政令改正】
33. 介護保険制度における調整交付金のあり方の見直し等(介護保険法)【法律改正等】
34. 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)【法律改正】
35. 都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任(都市公園法)【政令改正】
38. 介護支援専門員に対する指導監督事務の市町村への付与又は移譲(介護保険法)【法律改正】
39. 生活保護の要保護者の資産・収入等の効果的な調査の実施(生活保護法)【協力要請】